

国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法律案

< 予算関係法律案、日切れ扱い >

国が管理する道路、河川等の維持等に要する費用に係る都道府県等の負担金を廃止する等のため、関係法律の規定について所要の改正を行う。

現行制度の概要

国が行う道路、河川等に関する事業（直轄事業）について、受益者負担の観点から、都道府県等がその費用の一部を負担



見直しの概要

直轄事業負担金制度の廃止への第一歩として、平成22年度から維持管理負担金を廃止【法律】

経過措置として、平成22年度に限り、維持管理のうち特定の事業（ ）に要する費用については、その対象を明確にした上で、都道府県等から負担を徴収

併せて、直轄事業負担金の業務取扱費を全廃するとともに、公共事業に係る補助金の事務費も全廃【予算】

直轄事業の負担率（道路の場合）

		H 2 1 年度	H 2 2 年度	H 2 3 年度
新設・改築		国 : 2/3 地方 : 1/3	国 : 2/3 地方 : 1/3	国 : 2/3 地方 : 1/3
	特定の事業（ ）	国 : 5.5/10 地方 : 4.5/10	国 : 5.5/10 地方 : 4.5/10	国 : 10/10 地方 : 0/10
維持管理		国 : 5.5/10 地方 : 4.5/10	国 : 10/10 地方 : 0/10	国 : 10/10 地方 : 0/10

（ ）特定の事業：安全性の確保等のために速やかに行う必要のある特定の維持管理

国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法律案

○	砂防法（明治三十年法律第二十九号）	1
○	道路の修繕に関する法律（昭和二十三年法律第二百八十二号）	3
○	道路法（昭和二十七年法律第八十号）	4
○	積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和三十一年法律第七十二号）	7
○	高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）	8
○	共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）	12
○	河川法（昭和三十九年法律第六十七号）	14
○	電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）	17
○	交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年法律第四十五号）	19
○	沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）	20
○	独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）	26
○	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）	27

改 正 案

現 行

第十四条 第六条ニ依リ国土交通大臣ニ於テ砂防設備ノ管理及維持ヲナシ又ハ砂防工事ヲ施行スル場合ニ於テハ其ノ費用ハ国庫ノ負担トス
前項ノ場合ニ於テハ国土交通大臣ハ都道府県知事ヲシテ砂防工事ニ要スル費用ノ三分ノ一ヲ負担セシム

第十四条 第六条ニ依リ国土交通大臣ニ於テ砂防設備ノ管理及維持ヲナシ又ハ砂防工事ヲ施行スル場合ニ於テハ其ノ費用ハ国庫ノ負担トス
前項ノ場合ニ於テハ国土交通大臣ハ都道府県知事ヲシテ前項費用ノ三分ノ一ヲ負担セシム

第四十九条 第十四条第二項ノ規定ノ平成二十二年度ニ於ケル適用ニ付テハ同項中「砂防工事」トアルハ「砂防工事又ハ災害ニ因ル危険ナル状況ニ対処スル為ニ速カニ施行スルコトヲ要スルモノトシテ政令ヲ以テ定ムル砂防設備ニ係ル工事」トス

第四十九条 第十三条第一項及第十四条第二項ノ規定ノ昭和六十年年度ニ於ケル適用ニ付テハ第十三条第一項中「三分ノ二」トアルハ「十分ノ六」トシ第十四条第二項中「三分ノ一」トアルハ「十分ノ四」トス但シ災害ニ因ル土砂ノ崩壊等ノ危険ナル状況ニ対処スル為ニ施行スル緊急砂防事業ニ係ル砂防工事ニ此等ノ規定ヲ適用スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五十条 第十三条第一項及第十四条第二項ノ規定ノ昭和六十一年度、平成三年度及平成四年度ニ於ケル適用ニ付テハ第十三条第一項中「三分ノ二」トアルハ「十分ノ五・五」トシ第十四条第二項中「三分ノ一」トアルハ「十分ノ四」トス但シ災害ニ因ル土砂ノ崩壊等ノ危険ナル状況ニ対処スル為ニ施行スル緊急砂防事業ニ係ル砂防工事ニ此等ノ規定ヲ適用スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五十一条 第十三条第一項及第十四条第二項ノ規定ノ昭和六十二年年度ヨリ平成二年度迄ノ各年度ニ於ケル適用ニ付テハ第十三条第一項中「三分ノ二」トアルハ「十分ノ五・二五（再度災害ヲ防止スル為ニ施行スル砂防工事ニシテ第五十一条但書ノ緊急砂防事業ニ係ルモノ以外ノモノニ要スル費用ニ在リテハ其ノ十分ノ五・五）」トシ第十四条第二項中「三分ノ一」トアルハ「十分ノ四・五（再度災害ヲ防止スル為ニ施行スル砂防工事ニシテ第五十一条但書ノ緊急砂防事業ニ係ルモノ以外ノモノニ要スル費用ニ在リテハ其ノ十分ノ四）」トス但シ災害ニ因ル土砂ノ崩壊等ノ危険ナル状況ニ対処スル為ニ施行スル緊急砂防事業ニ

第五十条 (略)

第五十二条 (略)
係ル砂防工事ニ此等ノ規定ヲ適用スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

○ 道路の修繕に関する法律（昭和二十三年法律第二百八十二号）

（傍線の部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>3 2 第二条（略） 第一項の修繕に要する費用は、国の負担とする。</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>3 2 第二条（略） 第一項の修繕に要する費用は、国の負担とする。但し、地方公共団体は、政令の定めるところにより、その一部を負担しなければならない。</p>

改 正 案	現 行
<p>（国道の維持、修繕その他の管理）</p> <p>第十三条 前条に規定するものを除くほか、国道の維持、修繕、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の規定の適用を受ける災害復旧事業（以下「災害復旧」という。）その他の管理は、政令で指定する区間（以下「指定区間」という。）内については国土交通大臣が行い、その他の部分については都道府県がその路線の当該都道府県の区域内に存する部分について行う。</p> <p>2 6 （略）</p> <p>（国道の管理に関する費用負担の特例等）</p> <p>第五十条 （略）</p> <p>2 指定区間内の国道の災害復旧に要する費用は、国がその十分の五・五を、都道府県がその十分の四・五を負担する。</p> <p>3 第十三条第二項の規定による指定区間内の国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理に要する費用は、当該都道府県又は指定市の負担とする。</p> <p>4・5 （略）</p> <p>（負担金の納付又は支出）</p> <p>第五十三条 国土交通大臣が国道の新設若しくは改築を行う場合又は指定区間内の国道の災害復旧を行う場合においては、まず全額国費をもってこれを行った後、都道府県は、政令で定めるところにより、第五十条第一項、第二項又は第四項の規定に基づく負担金を国庫に納付しなければならない。</p> <p>2 都道府県が国道の新設又は改築を行う場合においては、国は第五十条第一項の規定に基づく負担金を、同条第四項の規定に</p>	<p>（国道の維持、修繕その他の管理）</p> <p>第十三条 前条に規定するものを除くほか、国道の維持、修繕、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第二項に規定する災害復旧事業（以下「災害復旧」という。）その他の管理は、政令で指定する区間（以下「指定区間」という。）内については国土交通大臣が行い、その他の部分については都道府県がその路線の当該都道府県の区域内に存する部分について行う。</p> <p>2 6 （略）</p> <p>（国道の管理に関する費用）</p> <p>第五十条 （略）</p> <p>2 国道の維持、修繕その他の管理に要する費用は、指定区間内の国道に係るものにあつては国がその十分の五・五を、都道府県がその十分の四・五を負担し、指定区間外の国道に係るものにあつては都道府県の負担とする。ただし、第十三条第二項の規定による指定区間内の国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理に要する費用は、当該都道府県又は指定市の負担とする。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（負担金の納付又は支出）</p> <p>第五十三条 国土交通大臣が国道の新設若しくは改築を行う場合又は指定区間内の国道の維持、修繕その他の管理を行う場合においては、まず全額国費をもってこれを行った後、都道府県は、政令で定めるところにより、第五十条第一項から第三項までの規定に基づく負担金を国庫に納付しなければならない。</p> <p>2 都道府県が国道の新設又は改築を行う場合においては、国は第五十条第一項の規定に基づく負担金を、同条第三項の規定に</p>

より分担を命ぜられた他の都道府県は当該規定による分担金を、政令で定めるところにより、当該都道府県に対して支出しなければならぬ。

3 (略)

(地方債についての配慮)

第五十六條の二 国土交通大臣が行う全国的な自動車交通網を構成する自動車の高速交通の用に供する自動車専用道路の新設又は改築に要する費用のうち、地方公共団体が負担し、又は分担すべきものに充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

附則

1 (略)

2 第五十條第二項、第五十三條第一項及び第五十六條の二の規定の平成二十二年度における適用については、第五十條第二項中「災害復旧」とあるのは「災害復旧又は安全かつ円滑な道路の交通に支障を生ずることを防止するために速やかに行う必要があるものとして政令で定める道路を構成する施設若しくは工物に係る工事(当該工事を施行するために必要な点検を含む。第五十三條第一項及び第五十六條の二において「特定事業」という。)」と、第五十三條第一項中「災害復旧」とあるのは「災害復旧若しくは特定事業」と、第五十六條の二中「又は改築」とあるのは「改築又は特定事業」とする。

3 (略)

6 前項に定めるもののほか、附則第三項及び第四項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

7 国は、附則第三項の規定により、都道府県に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である国道の新設又は改築に係る第五十條第一項の規定による国の負担については、当該貸

より分担を命ぜられた他の都道府県は当該規定による分担金を、政令で定めるところにより、当該都道府県に対して支出しなければならぬ。

3 (略)

附則

1 (略)

2 第五十條第一項の規定の昭和六十年、昭和六十一年、平成三年及び平成四十年における適用については、同項中「三分の二」とあるのは「十分の六」と、「三分の一」とあるのは「十分の四」と、「四分の三」とあるのは「三分の二」とする。

3 (略)

3 第五十條第一項の規定の昭和六十二年、平成二年度までの各年度における適用については、同項中「三分の二」とあるのは「十分の五・五」と、「三分の一」とあるのは「十分の四・五」と、「四分の三」とあるのは「十分の六」とする。

4 (略)

7 前項に定めるもののほか、附則第四項及び第五項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

8 国は、附則第四項の規定により、都道府県に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である国道の新設又は改築に係る第五十條第一項の規定による国の負担については、当該貸

付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

8| 国は、附則第四項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である道路の新設若しくは改築又は指定区間外の国道の修繕について、第五十六条又は第八十八条第一項の規定による当該貸付金に相当する金額の補助又は負担を行うものとし、当該補助又は負担については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

9| 都道府県又は地方公共団体が、附則第三項又は第四項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第五項及び第六項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前二項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

9| 国は、附則第五項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である道路の新設若しくは改築又は指定区間外の国道の修繕について、第五十六条又は第八十八条第一項の規定による当該貸付金に相当する金額の補助又は負担を行うものとし、当該補助又は負担については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

10| 都道府県又は地方公共団体が、附則第四項又は第五項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第六項及び第七項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前二項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

改正案	現行
<p>第五条 道路交通確保五箇年計画は、次に掲げる事項につき定めなければならない。</p> <p>一 除雪（除雪機械の整備を含む。次条において同じ。）に関する事項</p> <p>二・三 （略）</p> <p>（削除）</p> <p>2 1 附則 （略）</p> <p>平成二十二年において国土交通大臣が道路交通確保五箇年計画に基づいて実施する道路法第十三条第一項に規定する指定区間内の一般国道についての防雪又は凍雪害の防止に係る事業（同法附則第二項の規定により読み替えて適用する同法第五十条第二項に規定する特定事業に該当するものに限る。）に要する費用に関する国の負担の割合は、同法第五十条第二項の規定にかかわらず、三分の二とする。</p> <p>3 7 （略）</p>	<p>第五条 道路交通確保五箇年計画は、次の各号に掲げる事項につき定めなければならない。</p> <p>一 除雪（除雪機械の整備を含む。以下次条及び第六条において同じ。）に関する事項</p> <p>二・三 （略）</p> <p>（費用の負担割合の特例）</p> <p>第五条の二 国土交通大臣が道路交通確保五箇年計画に基づいて実施する道路法第十三条第一項に規定する指定区間（以下「指定区間」という。）内の一般国道についての除雪、防雪又は凍雪害の防止に係る事業に要する費用に関する国の負担金の割合は、同法（第八十八条を除く。）の規定にかかわらず、三分の二とする。</p> <p>2 1 附則 （略）</p> <p>第六条の規定の昭和六十一年度から平成四年度までの各年度における適用については、同条中「三分の二」とあるのは、「十分の六（除雪に係る事業に要する費用にあつては、三分の二）」とする。</p> <p>3 7 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>第六條 高速自動車国道の新設、改築、維持、修繕、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の規定の適用を受ける災害復旧事業（以下「災害復旧」という。）その他の管理は、国土交通大臣が行う。</p> <p>（管理）</p> <p>第二十條 高速自動車国道の管理に要する費用は、この法律及び他の法律に特別の規定がある場合を除くほか、新設、改築又は災害復旧に係るものにあつては国がその四分の三以上で政令で定める割合を、都道府県（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内における高速自動車国道にあつては、当該指定都市。以下この章において同じ。）がその余の割合を負担し、新設、改築及び災害復旧以外の管理に係るものにあつては国の負担とする。</p> <p>2 前項の規定により都道府県が負担すべき高速自動車国道の新設、改築又は災害復旧に要する費用は、政令で定めるところにより、国庫に納付しなければならない。</p> <p>（地方債についての配慮）</p> <p>第二十一條の二 高速自動車国道の新設又は改築に要する費用のうち地方公共団体が負担すべきものに充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。</p> <p>1 附 則 （略）</p> <p>2 平成二十二年度の特例</p> <p>第二十條及び第二十一條の二の規定の平成二十二年度における適用については、第二十條第一項中「又は災害復旧」と</p>	<p>第六條 高速自動車国道の新設、改築、維持、修繕、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第二條第二項に規定する災害復旧事業（以下「災害復旧」という。）その他の管理は、国土交通大臣が行う。</p> <p>（管理）</p> <p>第二十條 高速自動車国道の管理に要する費用は、この法律及び他の法律に特別の規定がある場合を除くほか、国がその四分の三以上で政令で定める割合を、都道府県（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内における高速自動車国道にあつては、当該指定都市。以下この章において同じ。）がその余の割合を負担する。</p> <p>2 前項の規定により都道府県が負担すべき高速自動車国道の管理に要する費用は、政令で定めるところにより、国庫に納付しなければならない。</p> <p>1 附 則 （略）</p> <p>2 道路交通取締法（昭和二十二年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。第二條第三項中「一般交通の用に供す</p>

あるのは、「災害復旧又は安全かつ円滑な道路の交通に支障を生ずることを防止するために速やかに行う必要があるものとして政令で定める高速自動車国道を構成する施設若しくは工作物に係る工事（当該工事を施行するために必要な点検を含む。以下「特定事業」という。）」と、「及び災害復旧」とあるのは、「災害復旧及び特定事業」と、同条第二項中「又は災害復旧」とあるのは、「災害復旧又は特定事業」と、第二十一条の二中「又は改築」とあるのは、「改築又は特定事業」とする。

る通路」の下に「（高速自動車国道を除く。）」を加える。第十条の二を第十条の三とし、第十条の次に次の一条を加える。

第十条の二 高速自動車国道で運転する自動車の最高速度は、前条第一項の規定にかかわらず、命令でこれを定める。公安委員会は、前条第二項又は第三項の規定の例により、最高速度の制限を定めることができる。高速自動車国道で運転する自動車の最低速度については、命令でこれを定める。

第三十条中「第十三条」を「第十条の二第三項、第十三条」に改める。

3| 建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。第十条第一項の表道路審議会の項中「建議すること。」を「建議すること。（国土開発縦貫自動車道建設審議会の根限に属せしめられた事項を除く。）」に改める。（総理府設置法の一部改正）

4| 総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中

国土開発縦貫自動車道建設審議会	国土開発縦貫自動車道建設法（昭和三十三年法律第六十八号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を調査審議すること。
-----------------	--

を|

国土開発縦貫自動車道建設審議会	国土開発縦貫自動車道建設法（昭和三十三年法律第六十八号）の規定によりその権限に属せしめられた事項及び高速自動車国
-----------------	--

に改める。

道法（昭和三十一年法律七十九号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

5 | (運輸省設置法の一部改正)
運輸省設置法（昭和二十四年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三十八号の二の次に次の一号を加える。

三十八の三 高速自動車国道の予定路線及び整備計画を定めること。

第二十八条第一項第八号の二の次に次の二号を加える。

八の三 高速自動車国道の予定路線及び路線に関すること。

八の四 高速自動車国道の整備計画に関すること。

第二十八条第三項中「第八号の二」を「第八号の四」に改める。

(道路運送法の一部改正)

6 | 道路運送法の一部を次のように改正する。

第二条第八項中「設けられた道」の下に「（高速自動車国道を除く。）」を加える。

(道路法の一部改正)

7 | 道路法の一部を次のように改正する。目次中「第三条」を

「第四条」に、「道路の種類」を「一級国道等の意義」に、「第四条」を「第五条」に改める。

第二条第一項中「一般交通の用に供する道」の下に「（自動車のみ的一般交通の用に供する道を含む。）」を加え、「第四条各号」を「次条各号」に改める。

第四条を削り、第一章中第三条を第四条とし、第二条の次に次の二条を加える。

(道路の種類)

第三条 道路の種類は、左に掲げるものとする。

一 高速自動車国道

二 一級国道

三 二級国道

四 都道府県道
五 市町村道

(高速自動車国道)

第三条の二 高速自動車国道については、この法律に定めるもののほか、別に法律で定める。

第二章の章名中「道路の種類」を「一級国道等の意義」に改める。

第五条第一項中「前条第一号」を「第三条第二号」に改め、「又は循環して」の下に、「高速自動車国道とあわせて」を加える。

第六条第一項各号列記以外の部分中「第四条第二号」を「第三条第三号」に、「一級国道」を「高速自動車国道及び一級国道」に改め、同項第二号から第四号まで中「一級国道」を「高速自動車国道又は一級国道」に改める。

第七条第一項中「第四条第三号」を「第三条第四号」に改め、同項第五号中「一級国道」を「高速自動車国道、一級国道」に改める。

第八条第一項中「第四条第四号」を「第三条第五号」に改める。

第七十九条第一項中「諮問に応じ、」の下に「国土開発縦貫自動車道建設審議会の権限に属せしめられた事項を除き、」を加える。

第九十一条第二項中「第三条」を「第四条」に改める。
第九十六条第七項中「第一項」を「第一項から第三項まで」に改める。

第九十八条中「第三条」を「第四条」に改める。
第九十九条中「みだりに道路」の下に「(高速自動車国道を除く。以下本条中同じ。)」を加える。

改 正 案	現 行
<p>（共同溝整備道路における許可等の制限）</p> <p>第四条 道路管理者は、前条第一項の規定による共同溝整備道路の指定があつた場合においては、当該道路の車道の部分の地下の占用に関し、道路法第三十二条第一項若しくは第三項の規定による許可をし、又は同法第三十五条の規定による協議に依りてはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>一 次条第二項の規定による申出をした者の責に帰すことのできない理由により共同溝が建設されない場合において、その者が同条第三項に規定する敷設計画書に係る公益物件を設置し、及び当該公益物件の維持、修繕又は災害の復旧を行う場合</p> <p>二 公益物件を収容するための施設又はこれと同等以上の公益性を有する施設で、路面の掘返しによる道路の構造の保全上及び道路交通上の支障を生ずるおそれが少ないと認めて国土交通大臣が指定するものを設置し、及び当該施設の維持、修繕又は災害の復旧を行う場合</p> <p>三 共同溝整備道路の指定の前になされた道路法第三十二条第一項若しくは第三項又は同法第三十五条の規定による許可又は協議に基づき設置された又は設置される工作物、物件又は施設の維持、修繕又は災害の復旧を行う場合</p> <p>四 共同溝の建設が完了する以前において、当該共同溝に敷設すべき公益物件を、緊急の必要に基づき当該共同溝が建設される道路の部分以外の部分に仮に設置し、及び当該公益物件の維持、修繕又は災害の復旧を行う場合</p> <p>（管理費用の負担）</p> <p>第二十一条 第十四条第一項の許可に基づき共同溝を占用する者は、当該共同溝の改築、維持、修繕、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の規定の適用を受ける災害復旧事業（次条第一項及び第二十三条において一</p>	<p>（共同溝整備道路における許可等の制限）</p> <p>第四条 道路管理者は、前条第一項の規定による共同溝整備道路の指定があつた場合においては、当該道路の車道の部分の地下の占用に関し、道路法第三十二条第一項若しくは第三項の規定による許可をし、又は同法第三十五条の規定による協議に依りてはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>一 次条第二項の規定による申出をした者の責に帰すことのできない理由により共同溝が建設されない場合において、その者が同条第三項に規定する敷設計画書に係る公益物件を設置し、及び当該公益物件の維持、修繕又は災害復旧を行なう場合</p> <p>二 公益物件を収容するための施設又はこれと同等以上の公益性を有する施設で、路面の掘返しによる道路の構造の保全上及び道路交通上の支障を生ずるおそれが少ないと認めて国土交通大臣が指定するものを設置し、及び当該施設の維持、修繕又は災害復旧を行なう場合</p> <p>三 共同溝整備道路の指定の前になされた道路法第三十二条第一項若しくは第三項又は同法第三十五条の規定による許可又は協議に基づき設置された又は設置される工作物、物件又は施設の維持、修繕又は災害復旧を行なう場合</p> <p>四 共同溝の建設が完了する以前において、当該共同溝に敷設すべき公益物件を、緊急の必要に基づき当該共同溝が建設される道路の部分以外の部分に仮に設置し、及び当該公益物件の維持、修繕又は災害復旧を行なう場合</p> <p>（管理費用の負担）</p> <p>第二十一条 第十四条第一項の許可に基づき共同溝を占用する者は、当該共同溝の改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に要する費用のうち、政令で定める費用を政令で定めるところにより負担しなければならない。</p>

「災害復旧」という。）その他の管理に要する費用のうち、政令で定める費用を政令で定めるところにより負担しなければならない。

（国の負担又は補助）

第二十二條 共同溝の建設又は改築若しくは災害復旧で次の各号のいずれかに掲げるものに要する費用（第二十条第一項又は前条の規定により当該共同溝の占用予定者又は当該共同溝を占用する者が負担すべき費用を除く。）は国及び当該各号に定める地方公共団体がそれぞれその二分の一を負担し、指定区間内の一般国道に附属する共同溝の改築及び災害復旧以外の管理に要する費用（同条の規定により当該共同溝を占用する者が負担すべき費用を除く。）は国の負担とする。

一 指定区間内の一般国道に附属する共同溝の建設又は改築若しくは災害復旧 都道府県又は指定市

二 指定区間外の一般国道に附属する共同溝の建設又は改築で国土交通大臣が当該一般国道の新設又は改築に伴つて行うもの 当該一般国道の道路管理者である地方公共団体

2・3
（略）

（国の負担又は補助）

第二十二條 指定区間内の一般国道に附属する共同溝の建設若しくは改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理又は指定区間外の一般国道に附属する共同溝の建設若しくは改築で国土交通大臣が当該道路の新設若しくは改築に伴つて行うものに要する費用（第二十条第一項又は前条の規定により当該共同溝の占用予定者又は当該共同溝を占用する者が負担すべき費用を除く。）は、指定区間内の一般国道に係るものにあつては国及び都道府県又は指定市が、その他のものにあつては国及び当該道路の道路管理者である地方公共団体がそれぞれその二分の一を負担する。

2・3
（略）

改 正 案	現 行
<p>第六十条 都道府県は、その区域内における一級河川の管理に要する費用（指定区間内における管理で第九条第二項の規定により都道府県知事が行うものとされたものに係る費用を除く。）については、政令で定めるところにより、改良工事のうち政令で定める大規模な工事（次項において「大規模改良工事」という。）に要する費用にあつてはその十分の三を、その他の改良工事に要する費用にあつてはその三分の一を、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の規定の適用を受ける災害復旧事業に要する費用にあつてはその十分の四・五を、改良工事及び修繕以外の河川工事に要する費用にあつてはその二分の一を負担する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(地方債についての配慮)</p> <p>第六十五条の三 国土交通大臣が行う改良工事であつてダムに係るものに要する費用のうち都道府県が負担すべきものに充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該都道府県の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。</p> <p>1 附 則 (略)</p> <p>第六十条第一項の規定の平成二十二年度における適用については、同項中「災害復旧事業に」とあるのは、「災害復旧事業又は災害の発生を防止し、若しくは流水の正常な機能を維持するために速やかに行う必要があるものとして政令で定める河川管理施設に係る工事若しくは河川の管理のための設備の更新に」とする。</p>	<p>第六十条 都道府県は、その区域内における一級河川の管理に要する費用（指定区間内における管理で第九条第二項の規定により都道府県知事が行うものとされたものに係る費用を除く。）については、政令で定めるところにより、その二分の一（改良工事のうち政令で定める大規模な工事（次項において「大規模改良工事」という。）に要する費用にあつてはその十分の三、その他の改良工事に要する費用にあつてはその三分の一、維持及び修繕に要する費用にあつてはその十分の四・五）を負担する。</p> <p>2 (略)</p> <p>1 附 則 (略)</p> <p>第六十条の規定の昭和六十年における適用については、同条第一項中「三分の一」とあるのは「十分の四」と、同条第二項中「三分の二」とあるのは「十分の六」とする。</p> <p>3 第六十条の規定の昭和六十一年度、平成三年度及び平成四年度における適用については、同条第一項中「三分の一」とある</p>

- 3) 5) (略)
- 6) 前項に定めるもののほか、附則第三項又は第四項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。
- 7) 国は、附則第三項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である改良工事に係る第六十条第二項後段、第六十二条、第六十五条の二第一項後段又は第九十六条の規定による国の負担については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。
- 8) 国は、附則第四項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。
- 9) 地方公共団体が、附則第三項又は第四項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第五項及び第六項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前二項の規定の適用については、同条第二項中「三分の二」とあるのは「十分の四」と、同条第二項中「三分の一」とあるのは「十分の五・五」とする。ただし、堤防の欠壊等の危険な状況に対処するために施行する緊急河川事業に係る改良工事について平成三年度及び平成四年度において同条の規定を適用する場合においては、この限りでない。
- 4) 第六十条の規定の昭和六十二年から平成二年度までの各年度における適用については、同条第一項中「三分の一」とあるのは「十分の四・五」（再度災害を防止するために施行する改良工事であつて附則第四項ただし書の緊急河川事業に係るもの以外のものに要する費用にあつては、その十分の四）」と、同条第二項中「三分の二」とあるのは「十分の五・二五」（再度災害を防止するために施行する改良工事であつて附則第四項ただし書の緊急河川事業に係るもの以外のものに要する費用にあつては、その十分の五・五）」とする。ただし、堤防の欠壊等の危険な状況に対処するために施行する緊急河川事業に係る改良工事について同条の規定を適用する場合には、この限りでない。
- 5) 7) (略)
- 8) 前項に定めるもののほか、附則第五項又は第六項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。
- 9) 国は、附則第五項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である改良工事に係る第六十条第二項後段、第六十二条、第六十五条の二第一項後段又は第九十六条の規定による国の負担については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。
- 10) 国は、附則第六項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。
- 11) 地方公共団体が、附則第五項又は第六項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第七項及び第八項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前二項の規定の適用につ

いては、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものと
みなす。

いては、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものと
みなす。

改 正 案

現 行

（電線共同溝整備道路における道路占用の許可等の制限）
 第九条 道路管理者は、第三条第一項の規定による指定をした場合においては、当該指定に係る電線共同溝整備道路の地上における電線及びこれを支持する電柱による占用に関し、道路法第三十二条第一項若しくは第三項の規定による許可をし、又は同法第三十五条の規定による協議を成立させてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 第三条第一項の規定による指定の日前になされた道路法第三十二条第一項若しくは第三項又は同法第三十五条の規定による許可又は協議に基づき設置された電線又は電柱の維持、修繕又は災害の復旧を行う場合

二 電線共同溝の建設若しくは増設が完了する以前において又はその改築、維持、修繕若しくは公共土木施設災害復旧事業（費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の規定の適用を受ける災害復旧事業（以下「災害復旧」という。）のために必要な期間中において、緊急の必要に基づき、当該電線共同溝の占用予定者若しくは増設に係る電線共同溝の占用予定者又はこの法律の規定に基づき当該電線共同溝を占用する者が、その建設若しくは増設の完了後又はその改築、維持、修繕若しくは災害復旧の終了後当該電線共同溝に敷設すべき電線又はこれを支持する電柱を仮に設置し、及び当該電線又は電柱の維持、修繕又は災害の復旧を行う場合

三 電気事業法又は電気通信事業法の規定に基づき、電線（電気事業法に基づくものにあつては同法第二十一条第一号に規定する一般電気事業、同項第三号に規定する卸電気事業又は同項第五号に規定する特定電気事業の用に供するものに、電気通信事業法に基づくものにあつては同法第二百二十条第一項に規定する認定電気通信事業の用に供するものに限る。）を設置しようとする者が、当該電線を当該道路の地下に埋設することが当該道路の構造等に照らし困難であることその他当該道路の地上において当該電線又はこれを支持する電柱に

（電線共同溝整備道路における道路占用の許可等の制限）
 第九条 道路管理者は、第三条第一項の規定による指定をした場合においては、当該指定に係る電線共同溝整備道路の地上における電線及びこれを支持する電柱による占用に関し、道路法第三十二条第一項若しくは第三項の規定による許可をし、又は同法第三十五条の規定による協議を成立させてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 第三条第一項の規定による指定の日前になされた道路法第三十二条第一項若しくは第三項又は同法第三十五条の規定による許可又は協議に基づき設置された電線又は電柱の維持、修繕又は災害復旧を行う場合

二 電線共同溝の建設若しくは増設が完了する以前において又はその改築、維持、修繕若しくは災害復旧のために必要な期間中において、緊急の必要に基づき、当該電線共同溝の占用予定者若しくは増設に係る電線共同溝の占用予定者又はこの法律の規定に基づき当該電線共同溝を占用する者が、その建設若しくは増設の完了後又はその改築、維持、修繕若しくは災害復旧の終了後当該電線共同溝に敷設すべき電線又はこれを支持する電柱を仮に設置し、及び当該電線又は電柱の維持、修繕又は災害復旧を行う場合

三 電気事業法又は電気通信事業法の規定に基づき、電線（電気事業法に基づくものにあつては同法第二十一条第一号に規定する一般電気事業、同項第三号に規定する卸電気事業又は同項第五号に規定する特定電気事業の用に供するものに、電気通信事業法に基づくものにあつては同法第二百二十条第一項に規定する認定電気通信事業の用に供するものに限る。）を設置しようとする者が、当該電線を当該道路の地下に埋設することが当該道路の構造等に照らし困難であることその他当該道路の地上において当該電線又はこれを支持する電柱に

よる占用を行うことについてやむを得ない事情があると認められる場合において、当該電線又は電柱を設置し、及び当該電線又は電柱の維持、修繕又は災害の復旧を行う場合

四 前三号に掲げるもののほか、当該道路の地上において電線又はこれを支持する電柱による占用を行うことについて公益上やむを得ない事情があり、かつ、当該道路について安全かつ円滑な交通の確保と景観の整備を図る上で支障を生ずるおそれが少ないと認められる場合において、当該電線又は電柱を設置し、及び当該電線又は電柱の維持、修繕又は災害の復旧を行う場合

(国の負担又は補助)

第二十二條 道路法第十三条第一項に規定する指定区間（以下「指定区間」という。）内の一般国道に附属する電線共同溝の建設（第八条の規定による増設を含む。以下この条及び次条において同じ。）又は改築若しくは災害復旧に要する費用（第七条第一項（第八条第三項において準用する場合を含む。）、第十三条第一項又は第十九条の規定により電線共同溝の占用予定者若しくは増設に係る電線共同溝の占用予定者又は電線共同溝を占有する者が負担すべき費用（以下この条において「建設負担金等」という。）を除く。）は、政令で定めるところにより、国及び都道府県又は同法第七条第三項に規定する指定市（以下「指定市」という。）がそれぞれ二分の一を負担し、当該電線共同溝の改築及び災害復旧以外の管理に要する費用（第十九条の規定により電線共同溝を占有する者が負担すべき費用を除く。）は国の負担とする。ただし、道の区域内の指定区間内の一般国道に附属する電線共同溝の建設又は改築若しくは災害復旧に係る国の負担割合については、政令で、二分の一を超える特別の負担割合を定めることができる。

2
2
4 (略)

よる占用を行うことについてやむを得ない事情があると認められる場合において、当該電線又は電柱を設置し、及び当該電線又は電柱の維持、修繕又は災害復旧を行う場合

四 前三号に掲げるもののほか、当該道路の地上において電線又はこれを支持する電柱による占用を行うことについて公益上やむを得ない事情があり、かつ、当該道路について安全かつ円滑な交通の確保と景観の整備を図る上で支障を生ずるおそれが少ないと認められる場合において、当該電線又は電柱を設置し、及び当該電線又は電柱の維持、修繕又は災害復旧を行う場合

(国の負担又は補助)

第二十二條 道路法第十三条第一項に規定する指定区間（以下「指定区間」という。）内の一般国道に附属する電線共同溝の建設（第八条の規定による増設を含む。以下この条及び次条において同じ。）又は改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に要する費用（第七条第一項（第八条第三項において準用する場合を含む。）、第十三条第一項又は第十九条の規定により電線共同溝の占用予定者若しくは増設に係る電線共同溝の占用予定者又は電線共同溝を占有する者が負担すべき費用（以下この条において「建設負担金等」という。）を除く。）は、政令で定めるところにより、国及び都道府県又は同法第七条第三項に規定する指定市（以下「指定市」という。）がそれぞれ二分の一を負担する。ただし、道の区域内の指定区間内の一般国道に係る国の負担割合については、政令で、二分の一を超える特別の負担割合を定めることができる。

2
2
4 (略)

○ 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年法律第四十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（費用の負担又は補助の特例） 第六条（略） 2～4（略） 5 第一項から第三項までに規定する費用については、道路法第五十条第二項、第五十六条及び第八十五条第三項の規定は、適用しない。</p>	<p>（費用の負担又は補助の特例） 第六条（略） 2～4（略） 5 第一項から第三項までに規定する費用については、道路法第五十条第二項本文、第五十六条及び第八十五条第三項の規定は、適用しない。</p>

改正案

別表（第百五条関係）

項	事業の区分	国の負担又は補助の割合の範囲
(略)	(略)	(略)
五	道路 道路法第二条第一項に規定する道路の新設及び改築並びに同法第十三条第一項に規定する指定区間外の一般国道、県道及び市町村道の修繕	十分の九・五（国以外の者の行う事業にあつては十分の九）以内
(略)	(略)	(略)

附則

（平成二十二年度の特例）

第十五条 別表五の項の規定の平成二十二年度における適用については、同項中「並びに」とあるのは、「同法第十三条第一項に規定する指定区間内の一般国道の同法附則第二項の規定により読み替えて適用する同法第五十条第二項に規定する特定事業並びに」とする。

現行

別表（第百五条関係）

項	事業の区分	国の負担又は補助の割合の範囲
(略)	(略)	(略)
五	道路 道路法第二条第一項に規定する道路の新設、改築及び修繕並びに高速自動車国道及び同法第十三条に規定する指定区間内の国道の維持その他の管理	十分の九・五（道路法第十三条に規定する指定区間内の国道を構成する敷地である土地のうち太平洋戦争の開始の日から復帰協定の効力発生の日の前日までに築造された道の敷地であつたものの取得及び賃借にあつては十分の十、国以外の者の行う事業にあつては十分の九）以内
(略)	(略)	(略)

附則

（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正）

第十五条 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。
第八十条第一項第一号及び第三号並びに第八十二条中「三十年」を「三十五年」に改める。

(削除)

(沖繩県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第十六条 沖繩県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律の一部を次のように改正する。

第十二条中「沖繩振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第百三十一号）」を「沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）」に、「沖繩振興開発計画」を「沖繩振興計画」に改める。

附則第二項中「平成十四年六月十九日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同日以前に支給が開始された第八条第一項に規定する給付金については、同条の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。

(削除)

(港湾法の一部改正)

第十七条 港湾法の一部を次のように改正する。

附則第二十五項中「又は沖繩振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第百三十一号）附則第九条第一項」を、「沖繩振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第百三十一号）附則第九条第一項又は沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）附則第六条第一項」に、「又は沖繩振興開発特別措置法附則第九条第一項」を、「沖繩振興開発特別措置法附則第九条第一項又は沖繩振興特別措置法附則第六条第一項」に、「若しくは沖繩振興開発特別措置法附則第九条第八項」を、「沖繩振興開発特別措置法附則第九条第八項若しくは沖繩振興特別措置法附則第六条第八項」に改める。

附則第二十六項中「若しくは沖繩振興開発特別措置法附則第九条第八項」を、「沖繩振興開発特別措置法附則第九条第八項若しくは沖繩振興特別措置法附則第六条第八項」に改める。

(削除)

(企業合理化促進法の一部改正)

第十八条 企業合理化促進法（昭和二十七年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「沖繩振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第百三十一号）」を「沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）」に改め、同条第四項中「沖繩振興開発特別措置法

(削除)

」を「沖縄振興特別措置法」に改める。

(防衛庁設置法の一部改正)

第十九条 防衛庁設置法(昭和二十九年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「日までの間」を「期間」に改め、同項の表を次のように改める。

期 間	事 務
平成十五年五月十六日までの間	駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和三十三年法律第五十八号)の規定による特別給付金に関すること。
平成二十四年三月三十一日までの間	沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律(平成七年法律第百二号)第五条の規定による駐留軍用地の返還についての見通しの通知、同法第六条の規定による返還実施計画の策定及び同法第七条の規定による措置に関すること。
沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律第八条の規定が効力を有する間	同条の規定による給付金の支給に関すること。
沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第百三条及び同法第百四条の規定が効力を有する間	同法第百三条の規定による大規模跡地給付金及び同法第百四条の規定による特定跡地給付金の支給に関すること。

附則第三項中「日までの間」を「期間」に改める。

(道路整備特別会計法の一部改正)

(削除)

第二十条 道路整備特別会計法（昭和三十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「沖繩振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第三百三十一号）第六条第五項」を「沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第六条第五項」に改める。

附則第十七項及び第十八項中「沖繩振興開発特別措置法附則第九条第二項」を「沖繩振興特別措置法附則第六条第二項」に改める。

「沖繩振興開発特別措置法附則第九条第九項」を「沖繩振興特別措置法附則第六条第九項」に改める。

附則第十九項中「沖繩振興開発特別措置法附則第九条第二項」を「沖繩振興特別措置法附則第六条第二項」に改める。

附則第二十項中「沖繩振興開発特別措置法附則第九条第九項」を「沖繩振興特別措置法附則第六条第九項」に改める。

附則第二十一項中「沖繩振興開発特別措置法附則第九条第二項」を「沖繩振興特別措置法附則第六条第二項」に改める。

(特定港湾施設整備特別措置法の一部改正)

第二十一条 特定港湾施設整備特別措置法（昭和三十四年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「沖繩振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第三百三十一号）第八条第一項」を「沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第八條第一項」に改める。

第四条中「沖繩振興開発特別措置法第八條第三項」を「沖繩振興特別措置法第八條第三項」に改める。

(治山治水緊急措置法の一部改正)

第二十二条 治山治水緊急措置法（昭和三十五年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第四号中「沖繩振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第三百三十一号）第七条第六項」を「沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第七條第六項」に改める。

(治水特別会計法の一部改正)

第二十三条 治水特別会計法（昭和三十五年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「沖繩振興開発特別措置法（昭和四十

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

六年法律第三百一十一号)第七條第五項」を「沖繩振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第一百七條第五項」に改める。
第五條第一項第二号中「沖繩振興開発特別措置法第七條第五項」を「沖繩振興特別措置法第一百七條第五項」に改める。

(港湾整備特別会計法の一部改正)

第二十四條 港湾整備特別会計法(昭和三十六年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第二号中「沖繩振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第三百一十一号)第八條第四項」を「沖繩振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第八條第四項」に改める。

第五條第一項第二号中「沖繩振興開発特別措置法第八條第四項」を「沖繩振興特別措置法第八條第四項」に改める。

附則第十九項から第二十二項までの規定中「沖繩振興開発特別措置法附則第九條第一項」を「沖繩振興特別措置法附則第六條第一項」に改める。

(削除)

(社会保険労務士法の一部改正)

第二十五條 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の五を次のように改める。

第二十の五 沖繩振興特別措置法(平成十四年法律第十四号、第七十八條及び第八十一條の規定に限る。)

(内閣府設置法の一部改正)

第二十六條 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二條第二項の表平成十四年六月十九日の項を削り、同表に次のように加える

平成二 十四年 三月三 十一日	沖繩県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律(平成七年法律第百二号)及び沖繩振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)の規定による駐留軍用地の返還に関すること(他省の所掌に属するものを除く。)
--------------------------	---

(削除)

(削除)

附則第三条の表平成十四年六月十九日までの間の項中「平成十四年六月十九日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

附則第四条第一項中「平成十四年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に、「沖繩振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第百三十一号)」を「沖繩振興特別措置法」に、「沖繩振興開発審議会」を「沖繩振興審議会」に改める。

附則第五条第二号中「平成十四年六月十九日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

(国土総合開発法等の一部改正)

第二十七条 次に掲げる法律の規定中「沖繩振興開発計画」を「沖繩振興計画」に改める。

一 国土総合開発法第十四条(見出しを含む。)

二 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十三条第一項

三 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第四条第三項

四 工業再配置促進法(昭和四十七年法律第七十三号)第三条第三項

五 半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第四条第二項

改 正 案	現 行
<p>附 則 （道路法等による国の無利子貸付けの特例等） 第二十二條 機構が第十八條の規定により特定公共施設工事で社会資本整備特別措置法第二條第一項第二号に該当するもの（以下「社会資本整備関連特定工事」という。）を施行する場合において、当該社会資本整備関連特定工事に要する費用についての次に掲げる法律の規定の適用については、第一号に掲げる法律の規定中「道路管理者である地方公共団体」とあるのは「独立行政法人都市再生機構」と、第二号から第六号までに掲げる法律の規定中「地方公共団体」とあるのは「独立行政法人都市再生機構」とする。</p> <p>一 道路法附則第四項 二 道路法附則第八項及び第九項 三 五（略） 六 河川法附則第三項、第四項及び第七項から第九項まで</p> <p>2 前項の場合においては、当該社会資本整備関連特定工事に係る特定公共施設の管理者は、同項の費用の額から道路法附則第四項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第三項、都市公園法附則第十項、下水道法附則第五條第一項又は河川法附則第三項若しくは第四項の規定による無利子貸付け金の額を控除した額を機構に支払わなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p>	<p>附 則 （道路法等による国の無利子貸付けの特例等） 第二十二條 機構が第十八條の規定により特定公共施設工事で社会資本整備特別措置法第二條第一項第二号に該当するもの（以下「社会資本整備関連特定工事」という。）を施行する場合において、当該社会資本整備関連特定工事に要する費用についての次に掲げる法律の規定の適用については、第一号に掲げる法律の規定中「道路管理者である地方公共団体」とあるのは「独立行政法人都市再生機構」と、第二号から第六号までに掲げる法律の規定中「地方公共団体」とあるのは「独立行政法人都市再生機構」とする。</p> <p>一 道路法附則第五項 二 道路法附則第九項及び第十項 三 五（略） 六 河川法附則第五項、第六項及び第九項から第十一項まで</p> <p>2 前項の場合においては、当該社会資本整備関連特定工事に係る特定公共施設の管理者は、同項の費用の額から道路法附則第五項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、都市公園法附則第十項、下水道法附則第五條第一項又は河川法附則第五項若しくは第六項の規定による無利子貸付け金の額を控除した額を機構に支払わなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（歳入及び歳出） 第二百一条（略） 2 道路整備勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 一 歳入 イ（略） ロ 道路法第四十九条若しくは第五十条第一項、第二項若しくは第四項、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第二十条第一項、共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）第二十二條第一項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年法律第四十五号）第六條第一項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第二十二條第一項若しくは第三項又は沖繩振興特別措置法第六條第五項の規定による負担金</p> <p>ハ（略） ニ（略） 三（略） 五（略）</p> <p>附 則 （社会資本整備事業特別会計の治水勘定の歳入及び歳出の特例等） 第四十九条 河川法附則第三項若しくは第四項、砂防法第五十条第一項若しくは第二項、地すべり等防止法附則第八條第一項、独立行政法人水資源機構法附則第六條の規定による廃止前の水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百十八号。以下「旧水公団法」という。）附則第九條第一項若しくは第十條第一項、独立行政法人水資源機構法附則第五條第一項、土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）附則第二項又は民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五條第一項の規定による無利子の貸付け（旧水公団法附則第九條第一項の規定による無利子の貸付け）</p>	<p>（歳入及び歳出） 第二百一条（略） 2 道路整備勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 一 歳入 イ（略） ロ 道路法第四十九条若しくは第五十条第一項、第二項本文若しくは第三項、道路の修繕に関する法律（昭和三十三年法律第二百八十二号）第二條第三項ただし書、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第二十条第一項、共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）第二十二條第一項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年法律第四十五号）第六條第一項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第二十二條第一項若しくは第三項又は沖繩振興特別措置法第六條第五項の規定による負担金</p> <p>ハ（略） ニ（略） 三（略） 五（略）</p> <p>附 則 （社会資本整備事業特別会計の治水勘定の歳入及び歳出の特例等） 第四十九条 河川法附則第五項若しくは第六項、砂防法第五十二条第一項若しくは第二項、地すべり等防止法附則第八條第一項、独立行政法人水資源機構法附則第六條の規定による廃止前の水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百十八号。以下「旧水公団法」という。）附則第九條第一項若しくは第十條第一項、独立行政法人水資源機構法附則第五條第一項、土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）附則第二項又は民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五條第一項の規定による無利子の貸付け（旧水公団法附則第九條第一項の規定による無利子の貸付け）</p>

子の貸付けにあつては旧水公団法第十八条第一号及び第二号に掲げる事業（治水関係災害復旧事業関係事業（第九十八条第二項に規定する治水関係災害復旧事業関係事業をいう。以下同じ。）に該当するものを除く。）で旧水公団法第五十五条第二号に規定する施設に係るものに要する費用に係るものに、土地区画整理法附則第二項又は民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項の規定による無利子の貸付けにあつては第九十八条第二項第一号から第三号までに掲げる事業（治水関係災害復旧事業関係事業に該当するものを除く。）に要する費用に係るものに限る。以下この条において同じ。）に関する経理は、当分の間、第九十八条第一項の規定にかかわらず、治水勘定において行うものとする。

2

前項の規定により同項に規定する経理を治水勘定において行う場合又は社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から同勘定に繰入れを行う場合における第二百一条第一項及び第二百三条第一項の規定の適用については、第二百一条第一項第一号イ中「一般会計からの繰入金」とあるのは「第二百三条第一項若しくは附則第四十九条第六項又は日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。第二百三条第一項において「社会資本整備特別措置法」という。）第七條第一項若しくは第二項の規定による一般会計からの繰入金」と、同号ホ中「納付金」とあるのは「納付金及び河川法附則第三項若しくは第四項、砂防法第五十条第一項若しくは第二項、地すべり等防止法附則第八条第一項、独立行政法人水資源機構法附則第六条の規定による廃止前の水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百十八号）附則第九条第一項若しくは第十条第一項、独立行政法人水資源機構法附則第五条第一項、土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）附則第二項又は民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項の規定による貸付金の償還金」と、同項第二号ハ中「交付金」とあるのは「交付金及び河川法附則第三項若しくは第四項、砂防法第五十条第一項若しくは第二項、地すべり等防止法附則第八条第一項、独立行政法人水資源機構法附則第五条第一項、土地区画整理法附則第二項又は民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項の規定による貸付金」と、同号ホ中「一般

利子の貸付けにあつては旧水公団法第十八条第一号及び第二号に掲げる事業（治水関係災害復旧事業関係事業（第九十八条第二項に規定する治水関係災害復旧事業関係事業をいう。以下同じ。）に該当するものを除く。）で旧水公団法第五十五条第二号に規定する施設に係るものに要する費用に係るものに、土地区画整理法附則第二項又は民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項の規定による無利子の貸付けにあつては第九十八条第二項第一号から第三号までに掲げる事業（治水関係災害復旧事業関係事業に該当するものを除く。）に要する費用に係るものに限る。以下この条において同じ。）に関する経理は、当分の間、第九十八条第一項の規定にかかわらず、治水勘定において行うものとする。

2

前項の規定により同項に規定する経理を治水勘定において行う場合又は社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から同勘定に繰入れを行う場合における第二百一条第一項及び第二百三条第一項の規定の適用については、第二百一条第一項第一号イ中「一般会計からの繰入金」とあるのは「第二百三条第一項若しくは附則第四十九条第六項又は日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。第二百三条第一項において「社会資本整備特別措置法」という。）第七條第一項若しくは第二項の規定による一般会計からの繰入金」と、同号ホ中「納付金」とあるのは「納付金及び河川法附則第五項若しくは第六項、砂防法第五十二条第一項若しくは第二項、地すべり等防止法附則第八条第一項、独立行政法人水資源機構法附則第六条の規定による廃止前の水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百十八号）附則第九条第一項若しくは第十条第一項、独立行政法人水資源機構法附則第五条第一項、土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）附則第二項又は民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項の規定による貸付金の償還金」と、同項第二号ハ中「交付金」とあるのは「交付金及び河川法附則第五項若しくは第六項、砂防法第五十二条第一項若しくは第二項、地すべり等防止法附則第八条第一項、独立行政法人水資源機構法附則第五条第一項、土地区画整理法附則第二項又は民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項の規定による貸付金」と、同号ホ中「一般

会計への繰入金」とあるのは「第二百五条第一項又は附則第四十九條第三項から第五項まで若しくは第七項の規定による一般会計への繰入金」と、第二百三條第一項中「治水事業に要する費用」とあるのは「治水事業に要する費用（社会資本整備特別措置法第七條第二項の規定により一般会計から同勘定に繰り入れられる金額をもって充てるものを除く。）」と、「事務費、同項第三号」とあるのは「事務費（社会資本整備特別措置法第七條第二項の規定により一般会計から同勘定に繰り入れられる金額をもって充てるものを除く。）」、第九十八條第七項第三号」とする。

3 治水勘定において河川法附則第三項若しくは第四項、砂防法第五十條第一項若しくは第二項、地すべり等防止法附則第八條第一項、旧水公団法附則第九條第一項若しくは第十條第一項、独立行政法人水資源機構法附則第五條第一項、土地区画整理法附則第二項又は民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五條第一項の規定による無利子の貸付金の償還（返還を含む。以下この項において同じ。）を受けた場合においては、当該償還の日の属する年度に、当該貸付金の償還金（返還金を含む。）に相当する金額を、同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

4 社会資本整備特別措置法第七條第一項の規定により一般会計から治水勘定に繰り入れられた繰入金額が、当該年度における河川法附則第三項若しくは第四項、砂防法第五十條第一項若しくは第二項、地すべり等防止法附則第八條第一項、旧水公団法附則第十條第一項、独立行政法人水資源機構法附則第五條第一項、土地区画整理法附則第二項又は民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五條第一項の規定による無利子の貸付金の合計額を超過する場合には、当該超過額に相当する金額は、翌年度において社会資本整備特別措置法第七條第一項の規定による一般会計からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

5
5
7
(略)

（道路整備勘定の歳入及び歳出の特例等）
第五十條 道路法附則第三項若しくは第四項、道路の修繕に関する

一般会計への繰入金」とあるのは「第二百五條第一項又は附則第四十九條第三項から第五項まで若しくは第七項の規定による一般会計への繰入金」と、第二百三條第一項中「治水事業に要する費用」とあるのは「治水事業に要する費用（社会資本整備特別措置法第七條第二項の規定により一般会計から同勘定に繰り入れられる金額をもって充てるものを除く。）」と、「事務費、同項第三号」とあるのは「事務費（社会資本整備特別措置法第七條第二項の規定により一般会計から同勘定に繰り入れられる金額をもって充てるものを除く。）」、第九十八條第七項第三号」とする。

3 治水勘定において河川法附則第五項若しくは第六項、砂防法第五十二條第一項若しくは第二項、地すべり等防止法附則第八條第一項、旧水公団法附則第九條第一項若しくは第十條第一項、独立行政法人水資源機構法附則第五條第一項、土地区画整理法附則第二項又は民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五條第一項の規定による無利子の貸付金の償還（返還を含む。以下この項において同じ。）を受けた場合においては、当該償還の日の属する年度に、当該貸付金の償還金（返還金を含む。）に相当する金額を、同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

4 社会資本整備特別措置法第七條第一項の規定により一般会計から治水勘定に繰り入れられた繰入金額が、当該年度における河川法附則第五項若しくは第六項、砂防法第五十二條第一項若しくは第二項、地すべり等防止法附則第八條第一項、旧水公団法附則第十條第一項、独立行政法人水資源機構法附則第五條第一項、土地区画整理法附則第二項又は民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五條第一項の規定による無利子の貸付金の合計額を超過する場合には、当該超過額に相当する金額は、翌年度において社会資本整備特別措置法第七條第一項の規定による一般会計からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

5
5
7
(略)

（道路整備勘定の歳入及び歳出の特例等）
第五十條 道路法附則第四項若しくは第五項、道路の修繕に関する

る法律（昭和二十三年法律第二百八十二号）第三条第一項、土地区画整理法附則第二項若しくは第五項から第九項まで、道路整備特別措置法附則第七條第一項、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和三十一年法律第七十二号）附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第五項、民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五條第一項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二條第一項若しくは第二項又は沖繩振興特別措置法附則第六條第二項の規定による無利子の貸付け（土地区画整理法附則第二項若しくは第五項から第九項まで又は民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五條第一項の規定による無利子の貸付けについては、道路の整備（第九十八條第三項に規定する道路の整備をいう。以下同じ。）に関する事業に要する費用に係るものに限る。以下この条において同じ。）及び道路整備特別措置法附則第八條に規定する貸付金の貸付け並びに道路法附則第七項若しくは第八項、道路の修繕に関する法律第三條第四項、土地区画整理法附則第十三項から第十五項まで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第六項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第五項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第八項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二條第五項若しくは第六項又は沖繩振興特別措置法附則第六條第八項の規定による国の補助又は負担（土地区画整理法附則第十三項から第十五項までの規定による国の補助又は負担については、道路の整備に関する事業に要する費用に係るものに限る。以下この条において同じ。）に関する経理は、当分の間、第九十八條第一項の規定にかかわらず、道路整備勘定において行うものとする。

2

前項の規定により同項に規定する経理を道路整備勘定において行う場合又は社会資本整備特別措置法第七條第二項の規定により一般会計から同勘定に繰入れを行う場合における第二條第一條第二項及び第二條第三條第二項の規定の適用については、第二條第一條第二項第一号イ中「一般会計からの繰入金」とあるのは「第二條第三條第二項若しくは附則第五十條第四項若しくは第七項又は日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第

る法律第三條第一項、土地区画整理法附則第二項若しくは第五項から第九項まで、道路整備特別措置法附則第七條第一項、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和三十一年法律第七十二号）附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第五項、民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五條第一項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二條第一項若しくは第二項又は沖繩振興特別措置法附則第六條第二項の規定による無利子の貸付け（土地区画整理法附則第二項若しくは第五項から第九項まで又は民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五條第一項の規定による無利子の貸付けについては、道路の整備（第九十八條第三項に規定する道路の整備をいう。以下同じ。）に関する事業に要する費用に係るものに限る。以下この条において同じ。）及び道路整備特別措置法附則第八條に規定する貸付金の貸付け並びに道路法附則第八項若しくは第九項、道路の修繕に関する法律第三條第四項、土地区画整理法附則第十三項から第十五項まで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第六項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第五項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第八項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二條第五項若しくは第六項又は沖繩振興特別措置法附則第六條第八項の規定による国の補助又は負担（土地区画整理法附則第十三項から第十五項までの規定による国の補助又は負担については、道路の整備に関する事業に要する費用に係るものに限る。以下この条において同じ。）に関する経理は、当分の間、第九十八條第一項の規定にかかわらず、道路整備勘定において行うものとする。

2

前項の規定により同項に規定する経理を道路整備勘定において行う場合又は社会資本整備特別措置法第七條第二項の規定により一般会計から同勘定に繰入れを行う場合における第二條第一條第二項及び第二條第三條第二項の規定の適用については、第二條第一條第二項第一号イ中「一般会計からの繰入金」とあるのは「第二條第三條第二項若しくは附則第五十條第四項若しくは第七項又は日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第

八十六号。第二百三条第二項において「社会資本整備特別措置法」という。）第七条第一項若しくは第二項の規定による一般会計からの繰入金」と、同号へ中「道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十条第一項」とあるのは「道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十条第一項若しくは附則第七条第一項」と、「民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項」とあるのは「民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項若しくは附則第十五条第一項」と、「又は都市再生特別措置法第三十条第一項」とあるのは「、都市再生特別措置法第三十条第一項、道路法附則第三項若しくは第四項、道路の修繕に関する法律第三条第一項、土地区画整理法附則第二項若しくは第五項から第九項まで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和三十一年法律第七十二号）附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第五項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第六条第二項」と、同項第二号口中「一般会計への繰入金」とあるのは「第二百五条第二項又は附則第五十条第三項、第五項、第六項若しくは第八項の規定による一般会計への繰入金及び道路法附則第七項若しくは第八項、道路の修繕に関する法律第三条第四項、土地区画整理法附則第十三項から第十五項まで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第六項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第五項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第八項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二条第五項若しくは第六項又は沖縄振興特別措置法附則第六条第八項の規定による補助金又は負担金」と、第二百三条第二項中「道路整備事業」とあるのは「道路整備事業（道路法附則第三項若しくは第四項、道路の修繕に関する法律第三条第一項、土地区画整理法附則第二項若しくは第五項から第九項まで、道路整備特別措置法附則第七条第一項、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第五項、民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二条第一項

八十六号。第二百三条第二項において「社会資本整備特別措置法」という。）第七条第一項若しくは第二項の規定による一般会計からの繰入金」と、同号へ中「道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十条第一項」とあるのは「道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十条第一項若しくは附則第七条第一項」と、「民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項」とあるのは「民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項若しくは附則第十五条第一項」と、「又は都市再生特別措置法第三十条第一項」とあるのは「、都市再生特別措置法第三十条第一項、道路法附則第四項若しくは第五項、道路の修繕に関する法律第三条第一項、土地区画整理法附則第二項若しくは第五項から第九項まで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和三十一年法律第七十二号）附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第五項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第六条第二項」と、同項第二号口中「一般会計への繰入金」とあるのは「第二百五条第二項又は附則第五十条第三項、第五項、第六項若しくは第八項の規定による一般会計への繰入金及び道路法附則第八項若しくは第九項、道路の修繕に関する法律第三条第四項、土地区画整理法附則第十三項から第十五項まで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第六項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第五項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第八項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二条第五項若しくは第六項又は沖縄振興特別措置法附則第六条第八項の規定による補助金又は負担金」と、第二百三条第二項中「道路整備事業」とあるのは「道路整備事業（道路法附則第四項若しくは第五項、道路の修繕に関する法律第三条第一項、土地区画整理法附則第二項若しくは第五項から第九項まで、道路整備特別措置法附則第七条第一項、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第五項、民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二条第一項

若しくは第二項又は沖縄振興特別措置法附則第六条第二項の規定による貸付け及び道路整備特別措置法附則第八条に規定する貸付金の貸付け並びに社会資本整備特別措置法第七条第二項に規定する当該公共的建設事業で同項の規定により一般会計から同勘定に繰り入れられる金額をもつてその費用に充てるものを除く。)とする。

3 道路整備勘定において道路法附則第三項若しくは第四項、道路の修繕に関する法律第三条第一項、土地区画整理法附則第二項若しくは第五項から第九項まで、道路整備特別措置法附則第二項若しくは第五項、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第五項、民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二条第一項若しくは第二項又は沖縄振興特別措置法附則第六条第二項の規定による無利子の貸付金及び道路整備特別措置法附則第八条に規定する貸付金の償還(返還を含む。以下この項において同じ。)を受けた場合においては、当該償還の日の属する年度に、当該貸付金の償還金(返還金を含む。)に相当する金額を、同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

4 第六条の規定にかかわらず、道路法附則第七項若しくは第八項、道路の修繕に関する法律第三条第四項、土地区画整理法附則第十三項から第十五項まで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第六項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第五項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第八項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二条第五項若しくは第六項又は沖縄振興特別措置法附則第六条第八項の規定による国の補助又は負担を行う場合には、当該国の補助又は負担を行う年度に、当該国の補助又は負担を行う金額に相当する金額を、一般会計から道路整備勘定に繰り入れるものとする。

5 社会資本整備特別措置法第七条第一項の規定により一般会計から道路整備勘定に繰り入れられた繰入金金の額が、当該年度における道路法附則第三項若しくは第四項、道路の修繕に関する法律第三条第一項、土地区画整理法附則第二項若しくは第五項から第九項まで、道路整備特別措置法附則第七条第一項、積雪

若しくは第二項又は沖縄振興特別措置法附則第六条第二項の規定による貸付け及び道路整備特別措置法附則第八条に規定する貸付金の貸付け並びに社会資本整備特別措置法第七条第二項に規定する当該公共的建設事業で同項の規定により一般会計から同勘定に繰り入れられる金額をもつてその費用に充てるものを除く。)とする。

3 道路整備勘定において道路法附則第四項若しくは第五項、道路の修繕に関する法律第三条第一項、土地区画整理法附則第二項若しくは第五項から第九項まで、道路整備特別措置法附則第二項若しくは第五項、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第五項、民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二条第一項若しくは第二項又は沖縄振興特別措置法附則第六条第二項の規定による無利子の貸付金及び道路整備特別措置法附則第八条に規定する貸付金の償還(返還を含む。以下この項において同じ。)を受けた場合においては、当該償還の日の属する年度に、当該貸付金の償還金(返還金を含む。)に相当する金額を、同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

4 第六条の規定にかかわらず、道路法附則第八項若しくは第九項、道路の修繕に関する法律第三条第四項、土地区画整理法附則第十三項から第十五項まで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第六項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第五項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第八項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二条第五項若しくは第六項又は沖縄振興特別措置法附則第六条第八項の規定による国の補助又は負担を行う場合には、当該国の補助又は負担を行う年度に、当該国の補助又は負担を行う金額に相当する金額を、一般会計から道路整備勘定に繰り入れるものとする。

5 社会資本整備特別措置法第七条第一項の規定により一般会計から道路整備勘定に繰り入れられた繰入金金の額が、当該年度における道路法附則第四項若しくは第五項、道路の修繕に関する法律第三条第一項、土地区画整理法附則第二項若しくは第五項から第九項まで、道路整備特別措置法附則第七条第一項、積雪

6
6
14
(略)

寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第五項、民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二条第一項若しくは第二項又は沖縄振興特別措置法附則第六条第二項の規定による無利子の貸付金及び道路整備特別措置法附則第八条に規定する貸付金の合計額を超過する場合には、当該超過額に相当する金額は、翌年度において社会資本整備特別措置法第七条第一項の規定による一般会計からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

6
6
14
(略)

寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第五項、民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二条第一項若しくは第二項又は沖縄振興特別措置法附則第六条第二項の規定による無利子の貸付金及び道路整備特別措置法附則第八条に規定する貸付金の合計額を超過する場合には、当該超過額に相当する金額は、翌年度において社会資本整備特別措置法第七条第一項の規定による一般会計からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。